

目次

「KABU&でんき 電気需給契約」重要事項説明書	1
北海道・東北・中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア料金表（KABU&でんき一般家庭向け）	7
北海道・東北・中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア料金表（KABU&でんき 6kVA 以上）	10
○小売電気事業者 事業者名：大阪ガス株式会社(小売電気事業者登録番号 A0048) 事業者住所：大阪府中央区平野町四丁目 1 番 2 号	
○代理事業者 事業者名：株式会社カブ&ピース 事業者住所：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号	
○小売電気事業者・代理事業者のお問い合わせ先：0570-029-004（KABU&でんきサポートデスク） 営業時間 10:00～19:00（年中無休） ※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。	

「KABU&でんき 電気需給契約」重要事項説明書

1. 個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、カブ&ピースのホームページを通じてお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社のKABU&でんき電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「KABU&でんき 電気需給契約」重要事項説明書及び電気供給約款をカブ&ピースのホームページに掲載する方法によりこれを提供します。

- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款をカブ&ピースのホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社及びカブ&ピースの名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものいたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものいたします。

4. 供給開始時期について

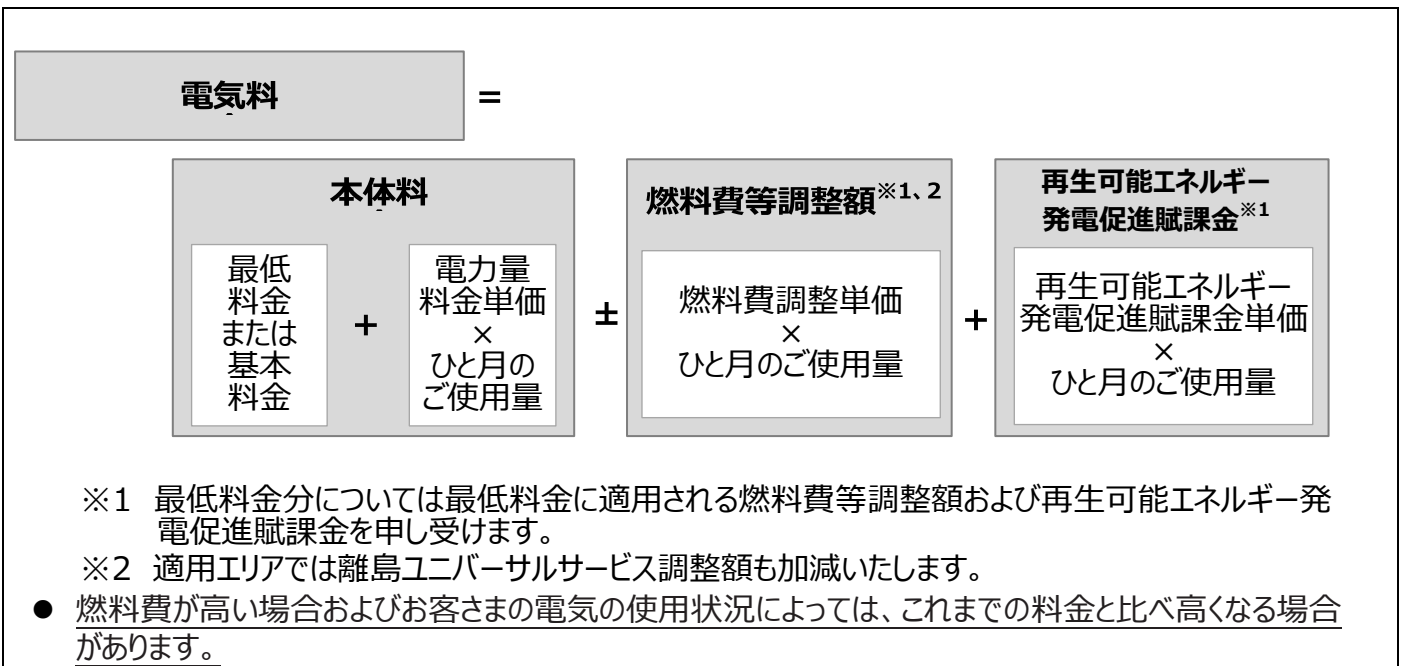
- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1か月半後となります。
ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- 供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の8営業日前までにカブ&ピースへその旨をお申し出いただく必要があります。

5. 料金メニューの適用条件について

- 料金メニューは、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- お申込みの際し、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去で料金メニューの適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューの適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューの適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



7. 料金算定の方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- 電気のご使用量および電気料金は、カブ&ピースのマイページにてお知らせいたします。お客さまには、KABU&でんきのお申込みに先立って、カブ&ピースの会員登録をしていただきます。カブ&ピースの会員登録については、「カブ&ピース会員利用規約」をご確認ください。
当社は、カブ&ピースのマイページにて料金をお知らせした後に請求いたします。
- 電気料金は当社の電気供給約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払い、払込みまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。（但し、払込みの方法は、約款に定める日までに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いが確認できない場合の料金の支払にのみご利用いただけます。払込み方法でのお支払いの場合は、手数料として275円（税込）を申し受けます。）支払期日は、口座振替による支払の場合は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌々月15日、クレジットカードによる支払の場合は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌月15日といたします。
- 支払期日までに当社への料金のお支払いが確認できない場合、カブ&ピースは、別途当社とカブ&ピースとの間で締結する契約に基づき、お客さまに代わり、当該料金を当社に支払います。
- カブ&ピースがお客さまに代わって支払った料金については、カブ&ピースからお客さまに請求を行い、お客さまはこれをお支払いいただきます。なお、カブ&ピースによる請求については、カブ&ピースが別途定める「KABU&でんき KABU&ガス保証規約」に定めるものとします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社との他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定め

る一定の事由に該当するときは、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。
電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円（税込）を申し受けます。

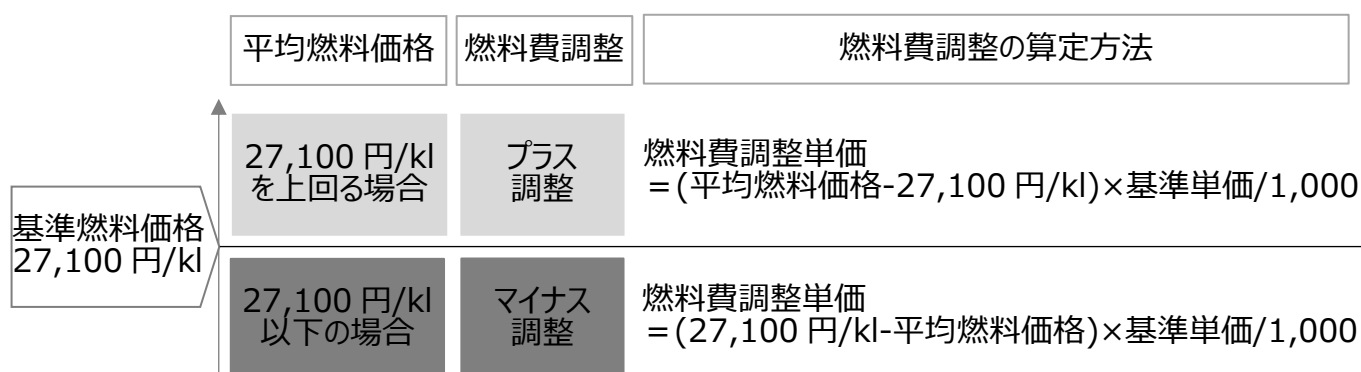
8. 燃料費調整について

- 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3 か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】



- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（関西エリアの場合、27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。



- 関西エリアの場合、平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。
平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100 円未満四捨五入）

A : 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格 α : 0.0140
 B : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格 β : 0.3483
 C : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格 γ : 0.7227

- 関西エリアの場合、基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の 15kWh まで	2.475 円
	15kWh をこえる 1kWh につき	0.165 円
上記以外のメニュー	1kWh につき	0.165 円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の 2 か月前の月末に当社のホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社のホームページにてご確認ください。



- 関西エリア以外の基準燃料価格や平均燃料価格の算定方法、基準単価、燃料費調整単価等については、当社ホームページにてご確認ください。

8. 契約期間、契約の変更および解約について

- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、KABU&でんきサポートデスクへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の 5 営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

9. その他

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなり、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとなります。
- 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとなります。契約電流のご希望がある場合は、KABU&でんきサポートデスクへお申し付けください。ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、お客さまから申し出がない場合、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値といたします。また、引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始される場合の契約電流は、お客さまから申し出がない場合、原則として当社への申込み時点で、当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値といたします。なお、当社への申込み時点で、当該需要場所に送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値が設定されていない場合は、40 アンペアといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

北海道・東北・中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア料金表（KABU&でんき一般家庭向け）

KABU&でんき一般家庭向け料金表

<北海道エリア>

区分		単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	402.60円
	契約電流15アンペア		603.90円
	契約電流20アンペア		805.20円
	契約電流30アンペア		1,207.80円
	契約電流40アンペア		1,610.40円
	契約電流50アンペア		2,013.00円
	契約電流60アンペア		2,415.60円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	35.34円
	120kWhをこえ280kWhまで		41.62円
	280kWhをこえる分		44.86円

<東北エリア>

区分		単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	369.60円
	契約電流15アンペア		554.40円
	契約電流20アンペア		739.20円
	契約電流30アンペア		1,108.80円
	契約電流40アンペア		1,478.40円
	契約電流50アンペア		1,848.00円
	契約電流60アンペア		2,217.60円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	29.61円
	120kWhをこえ300kWhまで		36.35円
	300kWhをこえる分		39.82円

<中部エリア>

区分		単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	321.14円
	契約電流15アンペア		481.71円
	契約電流20アンペア		642.28円
	契約電流30アンペア		963.42円
	契約電流40アンペア		1,284.56円
	契約電流50アンペア		1,605.70円
	契約電流60アンペア		1,926.84円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	21.19円

	120kWhをこえ300kWhまで		25.65円
	300kWhをこえる分		28.12円

<北陸エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	302.50円
	契約電流15アンペア		453.75円
	契約電流20アンペア		605.00円
	契約電流30アンペア		907.50円
	契約電流40アンペア		1,210.00円
	契約電流50アンペア		1,512.50円
	契約電流60アンペア		1,815.00円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.85円
	120kWhをこえ300kWhまで		34.73円
	300kWhをこえる分		35.96円

<関西エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	522.58円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.20円
	120kWhをこえ300kWhまで		25.59円
	300kWhをこえる分		28.09円

<中国エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	759.68円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	32.74円
	120kWhをこえ300kWhまで		39.41円
	300kWhをこえる分		41.05円

<四国エリア>

最低料金 (最初の11kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	666.89円
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.64円
	120kWhをこえ300kWhまで		37.25円
	300kWhをこえる分		40.28円

<九州エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約	316.24円
	契約電流15アンペア		474.36円

	契約電流20アンペア		632.48円
	契約電流30アンペア		948.72円
	契約電流40アンペア		1,264.96円
	契約電流50アンペア		1,581.20円
	契約電流60アンペア		1,897.44円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.36円
	120kWhをこえ300kWhまで		23.95円
	300kWhをこえる分		26.47円

燃料費等調整	あり
燃料費等調整の上限	なし
解約金	なし

※「燃料費等調整」は、「燃料費調整」と「離島ユニバーサル調整」を合算したものです。「離島ユニバーサル調整」は、北海道・東北・中国・九州エリアにおいて適用いたします。

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

<関西・中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

北海道・東北・中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア料金表 (KABU&でんき 6kVA 以上)

KABU&でんき 6kVA 以上料金表

<北海道エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	402.60 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	35.34 円
	120kWh をこえ 280kWh まで		41.62 円
	280kWh をこえる分		44.86 円

<東北エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	369.60 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	29.61 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		36.35 円
	300kWh をこえる分		39.82 円

<中部エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	321.14 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	21.19 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.65 円
	300kWh をこえる分		28.12 円

<北陸エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	302.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30.85 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		34.73 円
	300kWh をこえる分		35.96 円

<関西エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	447.21 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.80 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		21.00 円
	300kWh をこえる分		23.02 円

<中国エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	447.97 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30.05 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		36.13 円
	300kWh をこえる分		37.52 円

<四国エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	397.10 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	27.24 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		32.76 円
	300kWh をこえる分		35.20 円

<九州エリア>

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	316.24 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	18.36 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		23.95 円
	300kWh をこえる分		26.47 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。